

| 現 行 | 変 更 後 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">取引所為替証拠金取引説明書 東 京 金 融 取 引 所 2020年2月</p> <p style="text-align: center;">本取引の仕組みについて</p> <p>☆ 証拠金</p> <p>(1)～(7) (省 略)</p> <p>(8) 証拠金不足の取扱い 本取引は取引日ごとの取引終了時におけるお客様の証拠金等の実預託額（有効証拠金）が必要証拠金額（取引所基準額にて計算）を下回る場合（以下「証拠金不足」という）、次に定める基準にしたがって処理を行います。</p> <p>①証拠金不足が生じた場合、お客様の新規取引を規制し、証拠金不足が生じている旨を通知します。当社は、②に定める時間までにお客様から不足額以上の入金を確認できなかった場合は、注文中の注文を取消したうえで、お客様が保有するすべての建玉を決済します（以下「強制決済」という）。</p> <p>②入金期限：証拠金不足判定の翌取引日26時（深夜2時）</p> <p>※日本の金融機関の休業日の前日に証拠金不足が発生した場合、強制決済処理は行いません。</p> <p>※証拠金不足に係る判定は、保有建玉のレバレッジコースに関わらず、取引所基準額を元に判定します。 (新 設)</p> <p>(9)～(10) (省 略)</p> <p style="text-align: center;">金融商品取引業者である当社の概要等 および苦情受付・苦情処理・紛争解決</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p>(4) 苦情処理および紛争解決</p> | <p style="text-align: center;">取引所為替証拠金取引説明書 東 京 金 融 取 引 所 2020年4月</p> <p style="text-align: center;">本取引の仕組みについて</p> <p>☆ 証拠金</p> <p>(1)～(7) (現行どおり)</p> <p>(8) 証拠金不足の取扱い 本取引は取引日ごとの取引終了時におけるお客様の証拠金等の実預託額（有効証拠金）が必要証拠金額（取引所基準額にて計算）を下回る場合（以下「証拠金不足」という）、次に定める基準にしたがって処理を行います。</p> <p>①証拠金不足が生じた場合、お客様の新規取引を規制し、証拠金不足が生じている旨を通知します。当社は、②に定める時間までにお客様から不足額以上の入金を確認できなかった場合は、注文中の注文を取消したうえで、お客様が保有するすべての建玉を決済します（以下「強制決済」という）。</p> <p>②入金期限：証拠金不足判定の翌取引日26時（深夜2時）</p> <p>※日本の金融機関の休業日の前日に証拠金不足が発生した場合、強制決済処理は行いません。</p> <p>※証拠金不足に係る判定は、保有建玉のレバレッジコースに関わらず、取引所基準額を元に判定します。 <u>※証拠金不足に係る判定は、市場の状況等によっては翌取引開始後になる場合があります。</u></p> <p>(9)～(10) (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">金融商品取引業者である当社の概要等 および苦情受付・苦情処理・紛争解決</p> <p>(1)～(3) (現行どおり)</p> <p>(4) 苦情処理および紛争解決～<u>金融ADR制度のご案内</u> <u>金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。</u> <u>金融商品取引業等業務に関する苦情および紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談セ</u></p> |

| 現 行 | 変 更 後 |
|--|---|
| <p>苦情処理および紛争解決について、当社およびお客様が利用可能な指定紛争解決機関は、次の通りです。</p> <p>特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)</p> <p>TEL 0120-64-5005</p> <p>URL https://www.finmac.or.jp/html/form-soudan/form-soudan.html</p> <p>東京事務所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-1 第二証券会館</p> <p>大阪事務所：〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜1-5-5 大阪平和ビル</p> <p style="text-align: right;">2020年 <u>2月3日</u></p> | <p><u>ンター (FINMAC)」を利用することができま</u> <u>す。</u></p> <p>苦情処理および紛争解決について、当社およびお客様が利用可能な指定紛争解決機関は、次の通りです。</p> <p>特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)</p> <p>TEL 0120-64-5005</p> <p>URL https://www.finmac.or.jp/html/form-soudan/form-soudan.html</p> <p>東京事務所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-1 第二証券会館</p> <p>大阪事務所：〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜1-5-5 大阪平和ビル</p> <p style="text-align: right;">2020年 <u>4月1日</u></p> |